

商品概要説明書

(平成 29 年 8 月 1 日 現在)

商品名	利付国債
販売対象	・個人及び法人
期間	・10年、5年、2年
募集・発行	・募集：原則毎月（新窓販方式） 発行：募集月の翌月
募集価格・単位	・価格：発行ごとに財務省で決定 ・単位：額面5万円以上、5万円単位（1申込あたり1億円が上限）
償還方法	・償還日に額面金額で償還されます。 （償還日が土・日・祝日等の場合、翌営業日の支払いとなります。）
適用金利	・固定金利：発行銘柄ごとのクーポン（表面利率）を償還日まで適用
利払い	・年2回
中途換金の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・発行日以降、いつでもご購入金額の一部又は全部を市場価格で売却（当行が相手方となり買取り）できます。 ・債券の価格は市場金利の変動により上下しますので、償還前に売却する場合には、お受取金額が投資元本を割込む場合があります。 ・売却代金のお支払いは、約定日を含め4営業日後となります。 ・利付国債を募集により購入する場合、発行日まで売却できません。 ・償還日又は利子支払日を含めず6営業日前から償還日又は利子支払日の前営業日までは、売却できません。
税の扱い	<p>個人のお客さま</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利付国債の利子については利子所得として申告分離課税の対象となります。ただし、申告不要（利払時に源泉徴収にて完結）を選択する事が可能です。 ・売却及び償還により発生した利益は、申告分離課税の対象となります。 ・利付国債の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。 ・対象となるお客さまは、優遇税制（マル優・マル特）がご利用になれます。 <p>法人のお客さま</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利付国債の利子、売却したことにより発生する利益、償還により発生する利益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。 <p>※ なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。</p>
金利情報の入手方法	・取扱窓口へお問い合わせください
付加できる特約事項	・ありません
リスクに関する事項	・利付国債を償還日より前に売却する場合、市場価格での売却となりますので、金利水準の変化によって売却損が生じる場合があります。また、市場環境の変化により流動性が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。

商品概要説明書

(平成 29 年 8 月 1 日 現在)

商品名	利付国債
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・利付国債は預金ではなく、預金保険制度の保護の対象ではありません。 ・利付国債のお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第 37 条の 6）の適用はありません。 ・口座管理手数料は無料です。 ・利付国債のお取引は、主に募集等の方法により行います。 ・利付国債は券面が発行されず（ペーパーレス）当行の証券取引口座への記帳により管理されます。また、銀行の勘定とは別勘定での分別管理となります。 ・原則として 20 歳以上のご本人様によるお取引とさせていただきます。 ・購入代金（お申込みいただいた日から発行日まで）は付利されません。また、償還日以降の利子はつきません。 ・一度約定した取引の取消しは原則できません。 ・ご購入に際しては、必ず契約締結前交付書面（当行の本・支店等の窓口にてご用意しております。）により内容をご確認のうえ、ご自身で判断ください。

商号	株式会社名古屋銀行
登録金融機関	東海財務局長（登金）第 19 号
加入協会	日本証券業協会